

## 社会福祉法人親善福祉協会役員等報酬規程

(目的)

第一条 この規程は、社会福祉法人親善福祉協会（以下『法人』という）の役員（理事及び監事）及び評議員（以下『役員等』とする）の報酬等について定めるものとする。

(報酬等の支給)

第二条 役員等には、勤務形態に応じて、次の通り報酬等を支給する。

- (1) 常勤役員については、報酬、賞与及び退職手当を支給する。
  - (2) 非常勤役員については、業務に応じた報酬、退職手当を支給する。ただし、賞与は支給しない。
  - (3) 評議員については、業務に応じた報酬を支給することとし、賞与及び退職手当は支給しない。
- 2 役員に対する退職手当は、役員として円満に任期を満了、または辞任、死亡により退任した者に支給するものとし、死亡により退任した者については、その遺族に支払うものとする。

(常勤役員の報酬の算定方法)

第三条 常勤役員に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表1に定める額
- (2) 賞与については、別表2に定める額
- (3) 退職手当については、別表3に定める算式により算出される額
- (4) 通勤手当については、国際親善総合病院通勤手当支給規定に準ずる額
- (5) 職務のために出張をしたときは、国際親善総合病院旅費規定に基づき、旅費（交通費、日当、宿泊料）を支給する。

(非常勤役員の報酬等の算定方法)

第四条 非常勤役員に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表4に定める額
- (2) 退職手当については、別表5に定める額
- (3) 職務のために出張をしたときは、国際親善総合病院旅費規定に基づき、旅費（交通費、日当、宿泊料）を支給する。

(評議員の報酬等の算定方法)

第五条 評議員に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表4に定める額
- (2) 職務のために出張をしたときは、国際親善総合病院旅費規定に基づき、旅費（交通費、日当、宿泊料）を支給する。

(当法人職員給与との併給)

第六条 当法人の職員を兼ね、職員給与を支給している者の役員報酬は、別表6の定めによるものとする。

(報酬等の支給方法)

第七条 常勤役員に対する報酬等の支給時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて定める時期とする。

- (1) 報酬については、毎月25日とする。ただし、その日が休日に当るときは、国際親善総合病院給与規定第5条に準じた日とする。
  - (2) 賞与については、毎年6月及び12月とする。
  - (3) 退職手当については、任期の満了、辞任又は死亡により退職した後1ヶ月以内に支給する。
- 2 非常勤役員等に対する報酬は、当該会議等に出席した都度、支給する。
  - 3 非常勤役員に対する退職手当は、任期の満了、辞任又は死亡により退職した後1ヶ月以内に支給する。
  - 4 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があったときには、立替金、積立金等を控除して支給する。

(報酬等の日割り計算)

第八条 新たに常勤役員に就任した者には、その日から報酬を支給する。

- 2 常勤役員が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。
- 3 月の途中における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から土曜日及び日曜日の日数を差引いた日数を基礎として日割りによって計算する。
- 4 本条第2項にかかわらず、常勤役員が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

(端数の処理)

第九条 この規程により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、次のとおり端

数処理を行う。

- (1) 50 銭未満の端数については、これを切り捨てる。
- (2) 50 銭以上 1 円未満の端数については、これを 1 円に切り上げる。

(公表)

第一〇当法人は、この規程をもって、社会福祉法第五九条の二第 1 項 2 号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第一一条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第一二条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附則

第一条 この規程は、平成 29 年 4 月 1 日より施行する。

第二条 平成 29 年 6 月 12 日 一部を改正する。

別表 1

常勤役員の報酬

役職名	報 酬 額
理事長	月額 1 2 0 万円
常務理事	月額 8 4 万円 (1 2 0 万円×0. 7 = 8 4 万円)
理事	月額 7 2 万円 (1 2 0 万円×0. 6 = 7 2 万円)

別表 2

常勤役員の賞与

6 月の賞与	報酬月額×1. 8 9 ヶ月分。特別賞与については、職員の支給額を超えない範囲で別途評価して支給する。
1 2 月の賞与	報酬月額×2. 2 5 ヶ月分。特別賞与については、職員の支給額を超えない範囲で別途評価して支給する。

### 別表 3

#### 常勤役員の退職金算定式

最終報酬月額×在任年数×係数

係数は、報酬では計れない法人に対する貢献度など特別な事情を配慮した割合とする。  
ただし、支給上限額は3,000万円とする。

### 別表 4

#### 非常勤役員等の報酬

##### (1) 理事

	報酬額
理事会又は他の業務のための出勤	1日当り30,000円

##### (2) 監事

	報酬額
理事会又は監事監査等のための出勤	1日当り30,000円

##### (3) 評議員

	報酬額
評議員会又は他の業務のための出勤	1日当り30,000円

### 別表 5

#### 非常勤役員の退職金算定式

100,000円×在任年数×係数

係数は、報酬では計れない法人に対する貢献度など特別な事情を配慮した割合とする。  
ただし、支給上限額は2,400万円とする。

### 別表 6

#### 職員給与との併給

当法人職員を兼務し、職員給与を支給している役員に対しては、本規程に基づく役員報酬等は支給しないものとする。

但し、職員給与が役員報酬より低い場合は、その差額を法人本部経費で補填する。